

令和2年度 第11回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年2月25日(木) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 13名 欠席委員 1名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	欠	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	6	太田 憲男		7	山口 深	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	小川 博之		推進委員	山本 洋文	
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	中西 一夫	
	事務局職員	事務局長 吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 2 年度第 11 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 11 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 6 番、太田 憲男委員と 7 番、山口 深委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 20 番、御荘平山 99 番外 6 筆、地目・面積は畑・4,480 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0.2aでございます。 受付番号 21 番、城辺甲 4250 番外 1 筆、地目・面積は田・883 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 62.4aでございます。 受付番号 22 番、中川 767 番外 1 筆、地目・面積は畑・814 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 181.9aでございます。 受付番号 23 番、正木 1391 番、地目・面積は田・2,063 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。 受付番号 24 番、正木 1380 番外 1 筆、地目・面積は田・1,315 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。 受付番号 25 番、正木 1381 番、地目・面積は田・1,386 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。 受付番号 26 番、正木 1376 番外 1 筆、地目・面積は田・2,144 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。 受付番号 27 番、正木 1363 番外 1 筆、地目・面積は田・1,593 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 28 番、正木 1357 番、地目・面積は田・807 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 29 番、正木 1358 番外 1 筆、地目・面積は田・1,042 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 30 番、正木 1349 番外 1 筆、地目・面積は田・598 m²、畑・950 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 31 番、正木 1354 番、地目・面積は田・972 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 32 番、正木 1382 番外 1 筆、地目・面積は田・1,440 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 33 番、正木 1400 番外 1 筆、地目・面積は田・1,408 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 34 番、正木 1372 番外 1 筆、地目・面積は田・1,261 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 35 番、正木 1368 番、地目・面積は田・1,247 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 36 番、正木 1367 番、地目・面積は田・1,278 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 37 番、正木 1364 番、地目・面積は田・1,204 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

受付番号 38 番、正木 1355 番、地目・面積は田・1,116 m²で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 196.3aでございます。

以上 19 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。

委員

場所は国道 56 号線を宇和島方面に走って、八百坂峠をあがっていく手前です。病院に入っていく町道沿いにありまして、現在はしらぬいと甘夏を栽培しています。申請地は、譲渡人の父と譲受人の夫との間で、売買契約は成立していたのですが、所有権が祖父名義になっていて未申請でした。今回、譲渡人に相続されたので、譲受人が買い受けることになりました。以上です。ご

	審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。21 番お願い致します。
委員	場所ですが、石井手から豊田のほうに入って行く道路があります。豊田に入る入口です。昔映画館があった所の裏になります。2 枚続きの田んぼになっております。譲渡人所有の田を、本人が高齢でできないということで、自営業と農業を兼ねている譲受人に所有権を移転したいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。22 番お願い致します。
委員	場所は、国道 56 号線の旧中川隧道から光野方面に入りまして砂置き場の東側になります。地目は畑になっていますが、基盤整備されまして、隣接地と一体として水田で、以前から譲受人が水稻を作っています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。23番から38番までお願い致します。
委員	場所は、篠山小中学校の上の教員住宅から800mほど登ったところになります。今回は使用貸借ですが、ソーラーを付ける計画があるそうです。上でソーラーをして、下で神柴を栽培する計画のようです。30年以上前に開拓して、ポンプアップで田んぼをしたそうですが、ポンプが壊れて水の供給ができなくなって、皆やめてしまって今は何も作っていない状態です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	同じ借受人の上大道の営農型の神柴は、どんな感じでしょうか。
委員	今年から初出荷で市場へ卸すそうです。
委員	全部営農型ですか？
委員	そうです。
委員	賃料はいくらかわかる？
事務局	農地につきましては、使用貸借なので、賃料は発生しないです。
委員	電力も賃料がいろいろあるが、農地の賃借料を高く設定されると、実際に農家が借りる時に困るのではないかと思うが。
事務局	今回は使用貸借なので、借受人が農地で農業をする部分にはお金は発生してきていません。農地を無償でお貸ししますと。実際には太陽光もあるの

	<p>で、どこかで発生するのかもしれませんが。今回の申請では、そこまでの聞き取り・把握はしていません。太陽光の業者とは、別の契約をするのだと思います。</p>
委員	<p>今回の 3 条は、県の現地確認とかは？</p>
事務局	<p>今回は 3 条だけなので、県の審査はありません。営農型ですので、太陽光パネルを設置する際は、5 条申請が出てきます。県のほうも、年に 1 回は、現地確認に来られると思います。</p>
委員	<p>先日、申請地まで行くのにすごい道でした。</p>
事務局	<p>事務局も確認に行きました。作業する大きな車は通れるのだろうと思う。KDDI か電波塔があるので、ちょうど、送電にもいい場所。山の尾根にあるので、日当たりも一日中いい場所であると。</p>
委員	<p>もう一回、耕作するというのは？</p>
委員	<p>場所が小高い山の上にあるので、ポンプアップが使えないと耕作ができない。住宅地からはまったく見えないところです。今も話があったのですが、KDDI とソフトバンクの基地局があって、最初に KDDI が作ったときに、上までの道は管理するとの約束があったそうです。農地パトロールに行ったときですが、いつも通れるようにはなっていた。この先は、草などがすごい状態。周りは山です。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に</p>

	<p>ついて、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 18 番、御荘平山 1792 番 12 外 4 筆、地目・面積は畑・334.46 m²でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。18 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、新しくできた鉄工所の奥になります。平山と長洲の境の海沿いです。譲渡人の亡くなった旦那さんが譲受人に貸して、長年経過したのですが、今回譲渡人が財産の確認整理をしていた時に、この無断転用が分かって申請にいたりしました。譲受人は隣接地に牡蠣の養殖の作業場を所有しております、作業の効率化のために買い受けたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくようお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>次に、議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>

	<p>受付番号 13 番、柏 958 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・2,550 m²でございます。場所は、柏にあります特別養護老人ホーム柏寿園より北東へ 700mほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの結果通り、山林・原野化しております。雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>この目的は何でしょうか。宅地にする場合でも 5 条なら面積の制限などがあるのに、この手法を使われると一括で 2,550 m²を宅地として取得することが可能になる。これは、ある程度止めていきたい。非農地の申請があるときに、目的をはっきり聞いて、正しく 5 条申請してくださいという。ほかにも、税金の面で、農地と山林では山林のほうが安くなると思う。それが目的としたら、「こういう放棄されそうな農地がありますよ」ということで、農業委員会として農家の人にアピールしてもいいのではないかと。何もなかったら、申請に応じるなど。そういう方法はどのなのでしょう。</p>
事務局	<p>非農地の申請をいただいたときに、どうするか。ガイドラインとか愛南町での決め事・手順など明確なものを作ることがあるとありがたいと思う。非農地申請を出して、宅地化されるなどは懸念するところである。農地を守るというところはあるのですが、実際、この航空写真を見ても、手を入れて耕作しようかという人は少ないのだろうと思う。また、県やほかの市町の考えも確認しつつ、農業委員会で討論できたらと思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致し</p>

事務局	<p>た。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 288 番は再設定で、御荘平城 4098 番、地目・面積は田・980 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 289 番は再設定で、御荘平城 4228 番 2 外 1 筆、地目・面積は田・1,509 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 290 番は再設定で、御荘長月 256 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,281 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 291 番は再設定で、御荘長月 2852 番、地目・面積は田・2,888 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 292 番は再設定で、僧都 399 番外 1 筆、地目・面積は田・2,240 m²、畑・290 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 293 番は再設定で、僧都 407 番外 4 筆、地目・面積は田・3,909 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 294 番は再設定で、僧都 1383 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1,266 m²、畑・230 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 295 番は再設定で、城辺甲 3919 番外 1 筆、地目・面積は田・1,968 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 296 番は再設定で、増田 3032 番外 3 筆、地目・面積は田・4,392 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 297 番は再設定で、増田 3416 番、地目・面積は田・1,627 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 298 番は再設定で、広見 432 番外 2 筆、地目・面積は田・3,773 m²、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 299 番は再設定で、城辺甲 3769 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,550 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 300 番は再設定で、御荘長月 425 番外 2 筆、地目・面積は畑・555.43 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 301 番は新規で、上大道 785 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,228 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p>
-----	--

	<p>受付番号 302 番は新規で、上大道 520 番外 1 筆、地目・面積は田・589 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 303 番は新規で、増田 2738 番外 2 筆、地目・面積は田・3,651 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 304 番は新規で、緑乙 1327 番外 2 筆、地目・面積は田・4,163 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 305 番は再設定で、御荘菊川 131 番外 2 筆、地目・面積は田・2,967 m²、畑・2,374 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 18 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の取下願が提出されましたので、ご報告いたします。12 月の定例会で許可相当として、県へ進達しておりました、4 条、受付番号 2 番、中浦 101 番 7、田・855 m²、転用目的は太陽光発電設備の案件でございます。令和 3 年 2 月 1 日付で申請人より取下願が提出され、令和 3 年 2 月 5 日付で、愛媛県より取下願の受理書も届いております。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

山口 深

議事録署名人

太田 寛男